

議案第72号

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月25日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

第16条第1項中「、3月1日」を削り、同条第2項中「、3月に支給する場合
においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の105、1
2月に支給する場合においては100分の110」を「100分の120」に改め
る。

第30条第2項中「、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支
給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100
分の110」を「100分の120」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

会計年度任用職員の給与を改定する必要がある。

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第16条 期末手当は_____、6月1日及び12月1日(以下この条及び第30条において「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員(規則等で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則等で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員(規則等で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)についても、また同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に<u>100分の120</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>_____を乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第16条 期末手当は、<u>3月1日</u>、6月1日及び12月1日(以下この条及び第30条において「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員(規則等で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則等で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員(規則等で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)についても、また同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に、<u>3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の110</u>を乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p>

3及び4 略

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第30条 略

2 期末手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則等で定める額に100分の120

_____を
_____を
_____を
乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

3及び4 略

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第30条 略

2 期末手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則等で定める額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の110

_____を
_____を
_____を
乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

給与改定の概要

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

項 目	改 正 内 容			
期 末 手 当	支給月数			
	<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="560 674 703 730">区 分</th><th data-bbox="703 674 951 730">現 行</th><th data-bbox="951 674 1198 730">改 正</th></tr></thead></table>	区 分	現 行	改 正
	区 分	現 行	改 正	
	6月期	1.05	<u>1.20</u>	
	12月期	1.10	<u>1.20</u>	
	3月期	0.25	—	
合計	2.40	2.40		
施行期日	令和5年4月1日			